

○沼津御用邸記念公園条例施行規則

平成 6 年 3 月 24 日規則第 8 号

改正

平成 8 年 9 月 30 日規則第 15 号

平成 11 年 3 月 31 日規則第 22 号

平成 17 年 11 月 1 日規則第 74 号

沼津御用邸記念公園条例施行規則

沼津御用邸記念公園使用条例施行規則（昭和 45 年沼津市規則第 24 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、沼津御用邸記念公園条例（平成 6 年条例第 5 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第 2 条 沼津御用邸記念公園（以下「御用邸記念公園」という。）の有料区域及び有料施設（以下「有料区域等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。

区分		時間
有料区域		午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
有料施設	西附属邸	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
	東附属邸	午前 9 時から午後 9 時まで
	駐車場	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（東附属邸を使用している場合は、午前 9 時から午後 9 時までとする。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、当該利用時間を変更することができる。

（休日）

第 3 条 有料区域等の休日は、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休日とすることができる。

（利用料金の減免）

第 4 条 条例第 14 条に規定する規則で定める利用料金を減免する基準は、次に定めるところによる。

- （1） 公用又は公益のために使用するとき。
- （2） その他市長が特別の理由があると認めたとき。

（利用料金の還付）

第 5 条 条例第 15 条に規定する規則で定める東附属邸の利用料金を還付する基準は、次に定めるところによる。

- （1） 使用者の責に帰することができない理由で使用できなかったとき。
- （2） 使用予約日を含め 7 日以前に予約を取り消したとき。

（指定申請書の提出等）

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第 10 条第 1 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （2） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （3） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- （4） 御用邸記念公園の管理に関する業務の収支予算書
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 9 月 30 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月31日規則第22号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成17年11月1日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）沼津市長

所在地

申請者 団体名

代表者名

沼津御用邸記念公園の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- （1） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （2） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （3） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- （4） 御用邸記念公園の管理に関する業務の収支予算書
- （5） その他市長が必要と認める書類